

営利等加算に対する事務局検討について

営利等加算の導入自体は、前回審議会で了解を得られたことから、今回は以下の2点について個別検討を行う。

- **営利等料金の水準**については、通常使用料の200%を基本とする案をお示したが、前回審議会で十分な検討ができなかったことから、継続検討を行う。
- 前回審議会で複数のご意見が出た**営利行為の判断基準等**について、継続検討を行う。

【論点1】 営利等加算の 基本水準

- ✓ 通常使用料の200%を基本とすることについて
(200%以上の料金設定も可能)

基本方針に
記載する内容であるため
継続検討する論点

【論点2】 営利行為の 判断基準・運用

- ✓ どのような利用が営利等利用に該当するかについて
- ✓ 利用申込・使用料の支払方法
- ✓ 各施設窓口での営利等行為の確認方法

基本方針に
記載する内容ではないが、
営利加算の導入検討に
必要な論点

2 修正内容について（全体像）

当初案（前回審議会時点）	修正案（今回提示）	修正概要（理由など）
営利団体の取り扱い（営利等加算の原則） 営利・営業・宣伝を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算（市民利用時の200%となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設は除く。）を設定するものとします。	営利等利用の取扱い（営利等加算の原則） 営利・営業・宣伝等を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算（算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設及び指定管理者制度導入施設は除く。）を設定するものとします。 また、営利等利用の場合は、早期割引など、各種割引の対象外とします。	● 団体以外も適用となるため、誤解のないように表現を修正した。 ● 市外利用者と同様に、営利等利用時に公費負担が発生することがないように、利用者負担率が100%以上となることを明記した。（※当初案でもそのような想定ではあったが、そのように解釈できない文言であったため修正を行った） また、料金は通常使用料の200%を基本とした。（※200%以上の設定可） ⇒「論点1」として、本資料で改めて検討する。 ● 指定管理者導入施設は、指定管理者の自主事業により、営利等利用を実施することも想定されることから、対象から除くこととした。 ● 各種割引については、原則として各施設の裁量で実施を判断できるが、営利等利用の場合は、市民の利用を確保するため、その適用の対象外とすることを明記することとした。
※ 営利・営業・宣伝を目的とした利用の可否については、施設ごとに判断することとします。	※ 利用の可否については、施設の利用状況や特性等を踏まえ、施設ごとに判断することとします。	● 文言整理を行った。
※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で使用するなど、間接的な営利・利益につながる目的を含めた使用の場合を含みます。	※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的（説明会、研修会、会員勧誘活動）で利用するなど、経済的な利益を生じさせる、または生じさせる可能性がある行為は、営利等利用に該当するものとします。	● 営利等行為の判断に関する文章であるが、当初案があいまいな表現であったため、前回審議会でも出されたご意見を踏まえて、修正を行った。 ⇒ 営利等行為の判断基準については、「論点2」として本資料で改めて検討する。
※ 非営利団体や個人の場合も、物品の広告・宣伝・販売・勧誘やその他これらに類する場合は、営利目的使用とみなし、営利加算の対象となります。	※ 非営利団体や個人など、営利を目的とする法人でない場合であっても、営利等行為に該当する利用を行う場合は、営利等加算の対象となります。	● 文言整理を行った。
※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定することとします。 （例：使用料500円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、500円×市外料金（200%）×営利等加算（市外料金として算出された金額の200%）＝2,000円	※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定することとします。 （例：使用料500円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、500円×市外料金（200%）×営利等加算（市外料金として算出された金額の200%）＝2,000円	※ 修正なし

3-1 【論点1】 営利等加算の基本水準（通常使用料の200%を基本とすることについて）

<前回審議会における主なご意見>

- 営利等加算の導入は賛同する！
- 多摩市は他自治体に比べて良心的な料金設定だという声もあるので、物価にスライドさせるなど、200%より高くても良いのではないか。
- 営利利用を想定している団体があるのであれば、アンケート調査等をした上で、金額設定しても良いのではないか。

考え方と対応案

- ✓ 営利等利用を認めるのは、利用枠に空きがあるのであれば営利目的であっても有効に活用すべきという施設の有効活用の視点からであり、**歳入を得ることを主目的としていない**ことから、**必要以上の料金加算は行わない**。
- ✓ 一方で、行政と民間の役割分担も踏まえ、民業圧迫の視点からも必要以上に安価な料金をすべきではないと考えることから**基本方針で定めている改定上限率（100%増まで）を、現時点において本市で許容し得る最大の加算基準として参照し、営利等加算においても、算定された使用料の100%増（使用料の200%／利用者負担率100%以上）を基本的な水準**とすることとしたい。
- ✓ まずは上記内容で導入を行い、導入後は利用状況等※ を踏まえて、金額の妥当性を検証・判断していくこととしたい。

※ ご提案のあったアンケート調査については、料金の水準を参考として事前把握できるという意味では効果的と考える一方で、公平性を考慮すると調査対象の選定が困難である。
また、実際の施設を使用したことがない団体の回答が主になることが想定されることから、回答の精度も保証できないため、現時点での実施は予定していない。
ただし、実際に使用した団体の声には一定程度の説得力があることから、**営利等加算導入後には、施設使用後のチェックシートにアンケートを追加するなど、使用団体を対象とした調査が実施できないかについては継続検討し、金額の妥当性を検証**していきたい。

（▼現行基本方針における改定上限率）

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

3-2 【論点2】 営利等行為の判断基準・運用（どのような利用が営利等利用に該当するかについて）

＜前回審議会における主なご意見＞

- 施設ごとに判断基準が分かれる懸念がある。また、利用者はなるべく営利でないと主張すると思うので、判断基準は明確化すべき。
- 公序良俗に反する利用がおこなわれないように。
- 営利等行為はどのように見分けるのか？ 導入済の先行自治体を参考にしてみたいだろうか。

考え方と対応案

- ✓ 審議会でのご意見も踏まえ、営利等加算を行う場合においては、施設利用者への統一的な案内を行うため、**営利等行為の判断基準を設ける**こととする。
- ✓ 営利等行為の有無は、**利用者の性質ではなく、経済的な利益が生じるか、または生じさせる可能性がある行為であるかという行為の性質により、該当を判断する**。ただし、営利法人が使用する場合は行為の目的を問わず、営利等行為に該当するものとする。
- ✓ 具体的な判断基準については、各施設の窓口での運用ともあわせて検討する必要があるため、本基本方針には明記せず、今後、先行導入自治体や施設所管課の意見も踏まえて、庁内検討で詳細を決定していくものとする。

※ 前回審議会で利用者の公序良俗に関するご意見があったが、営利等利用の有無にかかわらず、現在の施設条例等においても、建物を汚損させる行為等の使用は禁止されている。また、医療行為（医療法）や食品製造加工販売（食品衛生法に基づく保健所の営業許可）のように個別法等により、各種行為の制限がかかっている行為はそもそも実施できない。一方で、現在の規程で営利行為を制限しているものについては、例規の改正等の対応が必要となる。

＜多摩市立公民館条例＞ （使用の不承認）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を承認しない。

- (1) **建物又は附属物を破損し、若しくは汚損するおそれがあるとき。**
- (2) **公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。**
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他委員会が不適当と認めるとき。

＜多摩市立市民活動・交流センター条例＞ （利用の不承認）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。

- (1) **公益を書し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。**
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。
- (4) **専ら営利を目的とする事業を行い、又は営利事業を援助するために利用するとき。**
- (5) 施設等又はこれに附属する器具（以下「附属器具」という。）を損傷するおそれがあるとき。

以下略

4-1 論点検討における先行導入自治体事例 ①埼玉県深谷市（担当者ヒアリング結果）

深谷市事例	
開始時期	令和4年4月から
対象	市内公民館 全12館
考え方・現状など	● <u>市民の学習・活動機会の拡充、施設の有効活用を目的</u>として、<u>2倍の料金</u>を設定するもの。 ● 上記を制度導入の主目的としているため、実施可能な営利行為には制限があり、<u>基本的には市民の生涯学習に資する行為と会議に限定</u>している。また、対象施設も公民館のみとしている。（※深谷市の公共施設は公民館とスポーツ施設のみであり、公民館が本市におけるコミュニティセンターや地区市民ホールなどのような地域コミュニティ施設として活用されている。） ● 令和5年度実績において、公民館全体で約39,000件の利用実績がある。そのうち<u>営利利用は500件程（1.3%）</u>であり、徐々にではあるが利用件数も増加している。 なお、深谷市の人口は約14万人であり、本市と大きく変わらないことから、もし本市で導入した場合でも、同程度の利用件数（さほど多くないものと思料）が想定される。
申込方法（営利時）	● 通常利用の場合、団体登録を行った上で施設予約システムで仮予約を行い、申請書を紙提出することにより本予約を行うこととしているが、 <u>営利利用時は、施設予約システムではなく、直接施設に電話で仮予約</u> を行うこととしている。（※いずれの場合も、使用日当日に申請書を出すことも可としている。）
支払方法（営利時）	● 本市とは異なり、通常予約時もオンライン決済を導入していないため、営利利用の場合でも、本予約時に現金払いとしている。
市民利用との取扱いの差	● 予約の時期に差を設け、市民の利用を優先できるように配慮している。
営利の確認方法	● 本予約時に「 <u>公民館利用チェックシート件兼同意書（【参考資料6】参照）</u> 」を紙提出してもらうことにより、確認を行っている。
使用料設定の考え方	● 施設の維持管理費や整備費を積算基礎として、近隣市町村や民間施設の状況を勘案して設定した。



公民館で営利活動ができるようになりました

令和4年4月から利用を拡大

ただし、商品の販売・紹介・展示、試食、実演、契約行為等はできません。

＜公民館利用の拡大＞
令和4年4月から、公民館利用団体・市民活動団体等の利用を優先したうえで、営利団体・企業や政治団体、学校団体による公民館利用が一部可能となりました。

・公民館登録団体
・自主グループ
・個人等が行う学習活動等

→ これまでどおり優先的に利用

New 新たに営利活動などの利用ができるようになりました

※利用できる活動には制限があります
※窓口で聞き取りやチェックシートにより利用目的等を確認します

市民の学習・活動機会の拡充、施設の有効活用

利用できる活動

- ◆ 営利団体や企業、個人事業者等による市民の生涯学習に資する活動
 - ・生涯学習に関する各種教室の開催（ダンス、フィットネス、料理、ピアノ、書道、英会話、学習塾等）
- ◆ 会議等
 - ・社員会議、入社試験、面談等

利用できない活動

- ◆ 直接的な営利活動
 - ・物品の販売
 - ・商品の紹介、展示、試食、実演
 - ・契約行為等

【営利料金】
営利団体、企業、個人事業者や営利を目的とする場合の使用料は、以下の使用料の営利利用料金が適用されます。

区分		営利利用料金		非営利利用料金	
(単位:円/1時間)		市内	市外	市内	市外
会議室	100㎡未満	1,100	2,200	300	600
	100㎡以上	2,200	4,400	600	1,200
体育室	エアコン 無	半面	2,200	4,400	600
		全面	4,400	8,800	1,200
	エアコン 有	半面	3,000	6,000	800
		全面	6,000	12,000	1,600

※深谷、八基、岡部、花園、川本の体育室はエアコン有



4-2 論点検討における先行導入自治体事例 ②愛知県尾張旭市（担当者ヒアリング結果）

尾張旭市事例	
開始時期	令和7年4月から
対象	市内のすべてのコミュニティ拠点施設及び旭城（全4施設）
考え方・現状など	- スカイワードあさひ(展望台や天体観測室を有す9階立ての施設)は開設当初から営利加算を実施しており、令和7年4月から、市内の大きな4拠点施設であるコミュニティ施設等に拡大して実施する。 - すでに営利加算を実施している施設との整合性を踏まえ、営利利用の場合は通常の<u>3倍</u>の料金としている。 - 営利の判断基準は利用団体の属性と活動内容によるものであるが、<u>金銭を集めて利用する場合は集める金銭（費用）の性格で判断すること</u>としているのが特徴的である。
申込方法（営利時）	通常利用の場合と同様に、団体登録を行った上で施設予約システムで仮予約を行い、申請書を紙提出することにより本予約を行うこととしている。
支払方法（営利時）	本市とは異なり、通常予約時もオンライン決済を導入していないため、営利利用の場合でも、本予約時に現金払いとしている。
市民利用との取扱いの差	予約の時期に差を設け、市民の利用を優先できるように配慮している。
営利の確認方法	利用申請時に「<u>施設利用に係るセルフチェックシート（【参考資料7】参照）</u>」を紙提出してもらうことにより、確認を行っている。
使用料設定の考え方	本来の施設の設置目的を損なわないよう、施設利用における公平性の観点などに考慮して設定。

◆営利・非営利の判断基準

営利目的（＝利用料金を通常の3倍）として判断する場合

1 企業・団体が利用する場合（該当する法人は、下記一覧のとおり）

2 営利を目的とした個人が利用する場合

3 金銭を集めて利用する場合

金銭を集めて利用する場合は、集める金銭（費用）の性格で判断

例1：「会費」と「原材料費」以外の費用を徴収する場合

●会費

グループに所属する特定の会員（メンバー）から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。

※講師自らが金銭（費用）を集める場合は、「月謝等」となることから営利目的利用

●原材料費

調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため原材料費には含まない。

例2：不特定の来場者 から金銭を募る場合

借部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることが目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合

利用料金が3倍になる法人一覧例（法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外）

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	商店街振興組合・連合会	と	特殊会社
	一般社団法人(非営利型以外)		消費生活協同組合・連合会		特定目的会社
	医療法人(社会医療法人以外)		信用協同組合・連合会		土地家屋調査士法人
か	株式会社		信用金庫・連合会		特許業務法人
	株式会社設立の学校		森林組合・連合会	な	内航海運組合・連合会
	監査法人	す	水産加工工業協同組合・連合会	の	農業協同組合・連合会
き	共済水産業協同組合連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)		農事組合法人
	行政書士法人		生活衛生同業小組合		農林中央金庫
	漁業協同組合・連合会		生活協同組合・連合会	へ	弁護士法人
	漁業生産組合		生産森林組合	ゆ	有限会社
こ	合資会社		税理士法人		輸出組合(出資)
	合同会社		船主相互保険組合		輸出水産業組合
	合名会社	そ	相互会社		輸入組合(出資)
し	事業協同組合・連合会	た	たばこ耕作組合	ろ	労働金庫・連合会
	事業協同小組合・連合会	ち	中小企業等協同組合(事業 協同組合・連合会、事業協同 小組合・連合会、信用協同組合・連合会)		
	司法書士法人				
	社会保険労務士法人				
	商工組合・連合会(出資)	と	投資法人		

4-3 論点検討における先行導入自治体事例 ③大阪府箕面市（担当者ヒアリング結果）

箕面市事例	
開始時期	平成25年度頃から
対象	文化施設やスポーツ施設等
考え方・現状など	● 通常の使用料の市内7～8倍、市外14～16倍の料金としている。 ● 学習塾やサッカークラブなどで多数利用いただいている。
申込方法（営利時）	● 施設予約システムの利用登録時に窓口での聞き取りにより営利団体として登録する。 ● IDに紐づくため施設予約システムから予約する際は常に営利加算後の料金となる。 ● 営利団体が非営利利用をする場合は施設へ連絡すれば個別に該当日のみ通常料金を設定するが、企業が多いためそのような対応をするケースは極めて稀である。
支払方法（営利時）	● 通常予約時と同様に口座振替、オンライン決済、窓口キャッシュレス、現金払いとしている。
市民利用との取扱いの差	● 抽選予約不可とし、市民の利用を優先できるように配慮している。
営利の確認方法	● 「施設予約システム利用登録申請書」をもとに窓口の聞き取りにより、確認を行っている。
使用料設定の考え方	● 不明

営利利用について

営利利用は、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動を指します。この場合、施設の使用が直接的な経済的利益を生み出す目的で行われます。

塾や教室など、受講料を徴収してレッスンを提供する活動。
会社の会議、商談、展示会など、ビジネス目的での施設利用。

例1：塾や教室など、参加者から受講料を徴収してレッスンを提供する場合。

例2：会社の会議、商談、展示会など、ビジネス目的での施設利用。

例3：個人利用者として予約であっても、会社や団体の上記例2に当たる活動を行う場合。

< 団体区分の例 >

営利目的で設立されている会社および団体である株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、総合会社、有限会社、士業事務所ほか。
※個人事業主は活動内容による判断となります。

ご自身の利用が営利または非営利のどちらに該当するか迷われた際は、ご利用の施設までご相談ください。

【基本方針に追記する内容】

- 営利・営業・宣伝等を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算を設定する。
- 加算額は、算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。
- 営利等利用の場合は、早期割引など、各種割引の対象外とする。
- 営利等行為の有無は、利用者の性質ではなく、経済的な利益が生じるか、または生じさせる可能性がある行為であるかという行為の性質により、該当を判断する。
ただし、営利法人が使用する場合は行為の目的を問わず、営利等行為に該当するものとする。

【今後の庁内検討とする内容】

- 営利等行為の判断基準は設けることとするが、具体的な判断基準については、各施設の窓口での運用ともあわせて検討する必要があるため、本基本方針には明記せず、今後、先行導入自治体や施設所管課の意見も踏まえて、庁内検討で詳細を決定していくものとする。